

耕作放棄された遊休農地の再生を支援します

耕作放棄地の抜根、除草、整地、耕作再開、またそれらに伴う機械や施設に対して交付金を支給します

遊休農地の拡大は、食料自給率の低下、景観の悪化、害虫の発生、廃棄物の不法投棄誘発など地域の大きな課題となっています。
国では、これらの遊休農地の解消や利用開始を促進するために、本年度から5年間、遊休農地の再生をする農家などに対して交付金を支給します。

交付金の種類は・・・

①農地再生作業(障害物の除去、整地)

荒廃の程度に応じて10アール当たり3～5万円を初年度のみ交付します。
※3万円の交付を受けるためには6万円以上、5万円の交付を受けるためには10万円以上の経費がかかることが必要です。

②土壌改良作業(堆肥投入など)

10アール当たり2万5千円を最大で2年間交付します。

③営農定着作業(作付け)

タネや資材など、営農定着のための経費に対し、10アール当たり2万5千円を初年度のみ交付します。

④その他

用排水施設、鳥獣害防除設備、直売所や加工施設の建設、トラクターなど農業機械類、パイプハウスなどの設置費用は経費の1/2を交付します。

交付金を受けるには・・・

支給を受けることができる方

○他人の遊休農地を借りて農業をする方(親子間などの貸借でも可能です)
※所有する遊休農地を自ら再利用する場合でも②～④は交付します。
○交付金を受けた農地で最低5年は農業をする方
※農地を借りる場合、作業受委託契約、利用権設定など、正式な貸借関係が必要です。

支給を受けることができる農地

○遊休化し、荒れている農地で、かつ、農振農用地であること。

申込方法 所定の様式(産業観光課で配布します)に記入し提出してください。後日、改めて連絡します。

※予算に限りがありますので、申し込み多数の場合は、遊休農地解消面積の大きさや、営農計画の内容などにより、選考させていただきます。

問合せ 産業観光課内

耕作放棄地対策協議会

緑の募金事業を募集します

緑の募金事業とは、毎年5月に自治会を通じてお願いをしている緑の募金(家庭募金)を活用した、森林整備、緑化推進活動を行うものです。

この募金を活用し、地域住民などの植樹活動や緑化推進活動を支援し、緑のまちづくりを推進するために募集します。

対象

応募できる団体は、自治会など地域の住民を中心とした団体で、公民施設(公民館・広場など)への自主的な植樹活動などの緑のまちづくりを推進することを目的とする団体です。

※なお、事業の実施が確実であること、営利を目的としないことを応募要件とします。

応募期限

11月30日(月)
※応募の際、事業についての聞き取りを行います。

事業期間

平成22年3月～11月
交付額 1団体 50,000円程度
応募・問合せ 産業観光課 農林振興担当

この事業を活用して、緑の多いまちづくりを目指しましょう!!



グリーン電力証書の購入者募集

家中川小水力市民発電所「元気くん1号」の発電した電力に伴う環境価値を、グリーン電力証書として購入していただく事業者などを募集します。

グリーン電力証書とは・・・

自然エネルギーで発電した電気は二酸化炭素を一切排出しないことから「地球環境にやさしい環境価値」を持っています。この「環境価値」を、市が証書として発行・販売します。自然エネルギー発電施設を持たない企業などは、「グリーン電力証書」を購入することで地球環境にやさしい自然エネルギーを活用していると見なされます。

対象

法人格を所有する事業者またはイベントなどの主催者

電源種別

小水力発電(家中川小水力市民発電所「元気くん1号」)

公募期間

11月26日(木)まで
販売量 43,000kWh(1,000kWh単位での販売となります)

価格

1kWh当たり12円
※販売量に限りがあるため、応募状況によっては購入上限を設定させていただきます。

販売先の決定

11月下旬

販売方法

①申込用紙に必要事項を記入し、申請を行ってください(申込用紙は、政策形成課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます)。
②販売先決定後、市より承認通知書と請求書を通知します。
③代金の納入確認後、グリーン電力証書を発行します。

申込・問合せ 政策形成課 政策担当